

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人育ちとつながりの家ちとせ(以下「当法人」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 当法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 当法人は、法令の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

(公表)

第6条 当法人は法令の規定に従い、理事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第7条 当法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。

ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただ

し、当法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 当法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第12条 法人の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局とする。

(付則)

- 1 本規程は2021年4月1日より施行する。
- 2 本規程の変更は理事会の決議を要する。

別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 事業計画書、収支予算書	当該事業年度の終了まで
3 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書、これらの付属明細書並びに財産目録	5年間
4 理事名簿、理事及び役員の報酬等並びに費用に関する数値のうち最も重要なものを記した書類	5年間
5 理事会議事録	10年間
6 会計帳簿	10年間

様式 1

閲覧等申請書

一般社団法人育ちとつながりの家ちとせ

代表理事 石田 千穂 殿

申請月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします(該当するものに○で囲んでください)。

なお私(申請者)は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的
1 定款
2 事業計画書、収支予算書
3 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、これらの付属明細書並びに財産目録
4 理事名簿、理事及び役員の報酬等並びに費用に関する数値のうち最も重要なものを記した書類
5 理事会議事録
6 会計帳簿

様式2

閲覧等受付名簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者名	備考